

[事案 27-263] 契約無効請求

・平成 28 年 5 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時、募集人の募集行為が不適切であったとして、契約の取消しと既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 6 月に契約した積立利率変動型一時払終身保険(米ドル建)について、以下の理由により、契約の取消しと既払込保険料の返還をしてほしい。

- (1) 円建の保険を希望したが、募集人（銀行員）に無理やり米ドル建の保険に入らされた。
- (2) リスクやクーリングオフの説明がなかった。
- (3) 本契約の加入により預金も底をつき、子供への仕送りができず、生活も困窮している。
- (4) 勧誘に際し、親族を同席させるべきであった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申込日に、申立人より円建の保険を希望する旨の発言はあったが、積立利率の高さに魅力を感じて円建ではなく米ドル建の本契約を選択した。
- (2) 募集人は、外貨建の本契約のリスクおよびクーリングオフはいずれも契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）兼商品パンフレットにおいて説明している。
- (3) 申立人は相応の資産、収入を有していた。
- (4) 募集人は募集銀行のルールに則って対応している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するために、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約の取消しと既払込保険料の返還は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。